

# 高知市国民健康保険加入者の皆さんへ

## 医療機関で支払う自己負担金を減免する制度のお知らせ

災害・失業・倒産などの特別な事情により、収入が減少し、生活が大変苦しくなった場合は、申請により医療機関に支払う自己負担金を減免できる場合がありますので、医療機関のソーシャルワーカーまたは高知市役所保険医療課給付係へご相談ください。

どのような場合に適用となりますか？

| 事由の種類  | 要件（下記の全ての要件を満たしていること）   |
|--|---|
| 失業・病気・災害（震災、風水害、火災）などで生活が困窮し、医療機関の窓口での医療費負担が困難となった場合 | 失業・災害等により、収入( )がその年の前年の平均収入に比べて20%以上減少しているとき。または、これに類する特別の事由があったとき。<br>申請月を含む前後6か月の平均（見込）収入 |
|  | 世帯の実収入月額(注1)が、生活保護基準額(注2)の130%以下のとき。  |
|  | 世帯の預貯金総額が、生活保護基準額の3か月分以下であること。  |
|  | 原則、国民健康保険料を完納していること（保険料を分割納付している場合または分割納付の誓約ができた場合、その他特別の事情がある場合を除く）。                       |

（注1） 実収入月額とは？

生活保護法に定める保護の要否判定に用いられる収入認定額をいいます。

（注2） 生活保護基準額とは？

生活保護法に定める生活扶助費（入院患者については入院日用品費）・教育扶助費・住宅扶助費の合計額をいいます。

どのような手続きが必要ですか？

- 減免の申請をされる時は、以下の申請書類を高知市保険医療課に提出してください。  
世帯状況申告書 収入申告書 給与証明書 医療費見込書（医師の意見書）  
預貯金通帳の写し等及び預貯金調査同意書 等
- 申請に基づき、書類審査及び必要に応じて実態調査をし、減免割合(2割～10割)を決定します。
- 審査結果を通知します。

どのくらいの期間適用されますか？

適用期間は、原則申請された月から、1か月（暦月）を単位として1年につき3か月を限度とします（療養が長期にわたる場合は最長3か月の更新が認められる場合があります）。

詳しくはこちらへ  
お問い合わせください。



高知市保険医療課 給付係  
088-823-9359